

**砺波市・小矢部市・南砺市
地域生活支援拠点等の整備に関する報告書**

参考資料

令和3年3月

砺波地域障害者自立支援協議会
地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム

目 次

プロジェクトチームから協議会本会議へ報告

1	平成29年5月30日	・・・・・・・・	1 頁
2	平成29年11月28日	・・・・・・・・	4 頁
3	平成30年5月29日	・・・・・・・・	14 頁
4	平成30年11月30日	・・・・・・・・	17 頁
5	平成元年6月11日	・・・・・・・・	19 頁
6	平成元年11月22日	・・・・・・・・	22 頁

基幹相談支援センターから協議会本会議へ報告

7	令和2年6月	・・・・・・・・	26 頁
8	令和2年11月25日	・・・・・・・・	31 頁

市から協議会本会議へ報告

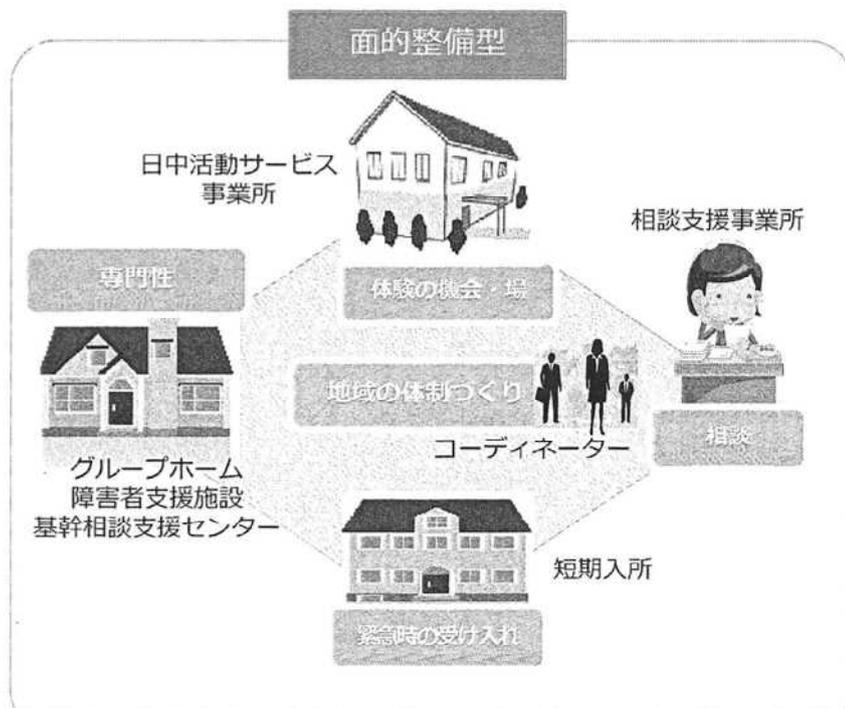
9	令和2年11月25日	・・・・・・・・	39 頁
---	------------	----------	------

地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、砺波市・小矢部市・南砺市、既存の施設・事業所、病院等が連携し、機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備が必要です。そのため、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応（虐待の保護やレスパイト等）、専門的な対応、地域の体制づくり機能を集約した地域生活支援拠点等を砺波圏域において整備し、障がい者へ様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを平成 32 年度末までに構築します。

第 5 期障害福祉計画の基本指針では、各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会等を十分に活用することが重要とされています。また、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることが定められました。

そこで、砺波地域障害者自立支援協議会では、地域の実情に応じたニーズや既存のサービスの整備状況等を把握し、課題の共有を図るとともに研修会等を通じ、必要な機能の検討や検証を行い、整備方針を掲げることが必要と考え、検討委員会やプロジェクトチームにより取り組んでいきます。

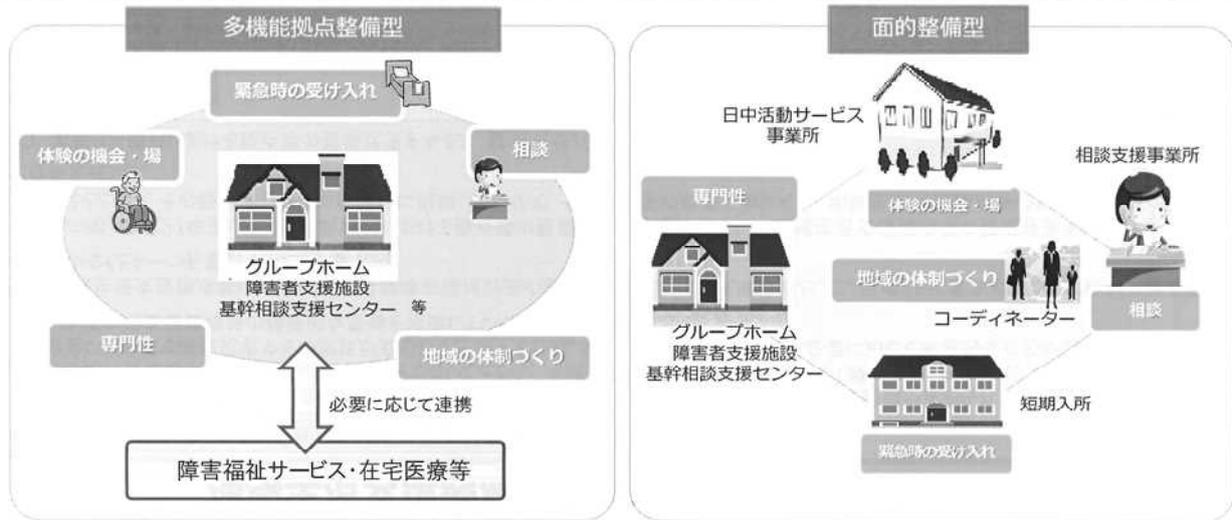


地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

社会福祉協議会
第82回(10.11.11)
資料1-1(抜粋)

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまで各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、平成27年度には、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施するとともに、その報告書を全ての自治体に周知。あわせて、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは**現行の成果目標を維持すること**としてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
 - **基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。**
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した**通知を改めて発出。**
 - **全国会議の開催(モデル事業実施自治体等の事例紹介等)。**
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた**好事例(優良事例)集の作成、周知。**

【**成果目標(案)**】平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するかの整備方針を検討することが重要です。
【ポイント】
 - (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
 - (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
 - (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。【必要な視点】
 - 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

2 関係者への研修・説明会の開催

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。
【ポイント】
 - (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
 - (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。【必要な視点】
 - 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。
【ポイント】
 - (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
 - (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。【必要な視点】
 - 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

砺波圏域 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等整備 検討PT (プロジェクトチーム)

プロジェクトチームとは

- * ◆構成員◆ 8名
- * 特定相談支援事業者 障がい者サポートセンターきらり
- * 地域活動支援センターとなみ野
- * 地域活動支援センターひまわり
- * わくわく小矢部相談支援事業所
- * 相談支援センターあい

- * 市担当課 砺波市社会福祉課・小矢部市社会福祉課・南砺市福祉課

- * ◆目的◆
- * 砺波圏域(砺波市・小矢部市・南砺市)において、平成32年度末までに、既存の施設・事業所等が連携し、機能を分担した面的整備のネットワークシステムを構築するために、砺波地域障害者自立支援協議会では、どのような支援の拠点等を整備するか検討や検証を行い方針を掲げ、3市へ提案する。

- * ◆開催状況◆
- * 平成29年 6回開催(1回/月) 障がい者サポートセンターきらり
- * 先進地視察 1回 長野県北信圏域:総合安心センターはるかぜ

地域生活支援拠点整備の目的

*障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、砺波市・小矢部市・南砺市、既存の施設・事業所、病院等が連携し、機能を分担して面的な支援を行う。

地域生活支援拠点整備の5つの機能

- ①相談
- ②体験の機会・場の提供
- ③緊急時の受け入れ・対応
(虐待の保護やレスパイト等)
- ④専門的な対応
- ⑤地域の体制づくり

砺波圏域の現状



富山県の南西部に位置し、富山県15市町村の内、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成されています。

管轄面積は3市合わせて約930㎢で、富山県の約22%を占めています。

砺波圏域には、砺波地方介護保険組合や砺波地域消防組合などがあります。

人口と世帯の状況

平成29年4月1日現在

構成市	人口	高齢者人口	高齢化率	世帯数
砺波市	49,073	13,962	28.5%	16,698
小矢部市	30,649	10,512	34.3%	10,255
南砺市	52,242	18,974	36.3%	17,758
合計	131,964人	43,448人	32.9%	44,711

構成市内の学校

平成29年4月1日現在

市町村	小学校数	中学校数
砺波市	8	4
小矢部市	5	4
南砺市	9	8
計	22	16

となみ総合 支援学校	在席数
小学部	49
中学部	23
高等部	57
計	129

障がい者の状況について

平成29年4月1日現在

市町村	身体障害者手帳					
	総数	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障害
砺波市	1,814	103	203	21	973	514
小矢部市	1,360	83	129	12	743	393
南砺市	2,479	133	257	24	1,334	731
計	5,653	319	589	57	3,050	1,638

市町村	療育手帳			重症心身障害児(者) 身体(肢体不自由1,2級)上療育(Δ)		
	総数	A	B	総数	18歳未満(児)	18歳以上(者)
砺波市	382	120	262	37	10	27
小矢部市	233	81	152	14	1	13
南砺市	458	172	286	41	5	36
計	1,073	373	700	92	16	76

市町村	精神保健福祉手帳				精神通院医療 受給者数	難病患者数
	総数	1級	2級	3級		
砺波市	233	16	145	72	409	407
小矢部市	204	15	140	49	372	300
南砺市	305	20	192	93	526	437
計	742	51	477	214	1,307	1,144

生活の場の状況

平成29年4月1日現在

市町村	身体障害者手帳			療育手帳		
	総数	施設入所	在宅	総数	施設入所	在宅
砺波市	1,814	75	1,739	382	92	290
小矢部市	1,360	45	1,315	233	33	200
南砺市	2,479	154	2,325	458	122	336
計	5,653	274	5,379	1,073	247	826

市町村	重症心身障害者			重症心身障害児		
	総数	施設入所	在宅	総数	施設入所	在宅
砺波市	26	13	13	10	2	8
小矢部市	13	9	4	1	1	0
南砺市	36	29	7	5	1	4
計	75	51	24	16	4	12

※ グループホームは在宅、療養介護による入院は施設入所に含む。

親亡き後の状況

平成29年6月1日現在

市	障害別	35歳以上65歳未満				
			障がい者のみ世帯 + (障がい者 + 親のみ世帯) ※1	重度 ※2	中度 ※3	軽度 ※4
砺波市	身体障害者手帳			332	83	45
	療育手帳	128	41	7	34	
	精神障害者保健福祉手帳	130	63	2	42	19
	計	590	187	54	106	27
小矢部市	身体障害者手帳	268	73	38	25	10
	療育手帳	69	41	7	34	
	精神障害者保健福祉手帳	133	82	2	58	22
	計	470	196	47	117	32
南砺市	身体障害者手帳	415	107	59	32	16
	療育手帳	195	62	9	53	
	精神障害者保健福祉手帳	194	107	4	75	28
	計	804	276	72	160	44
砺波圏域	身体障害者手帳	1,015	263	142	87	34
	療育手帳	392	144	23	121	
	精神障害者保健福祉手帳	457	252	8	175	69
	計	1,864	659	173	383	103

※1 施設入所を除く

※2 身体障害者手帳1・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級

※3 身体障害者手帳3・4級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級

※4 身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級

ただし、重複障害者を含むため、実数より多い